

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第9号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「本人（視聴者）が平成19年10月に放送受信契約の内容を変更（白黒→カラー）したとされる時にNHKと本人が交わした文書の提示とそのコピー 文書不存在の場合は、その時の契約内容変更の方法と担当者の所属及び氏名」との開示の求めがあった。

NHKは、平成19年10月の放送受信契約普通契約から地上契約への変更時に、NHKから送った案内に対して所定の手続きによる申し出がなかった場合は、期日をもって普通契約から地上契約に変更したので、本人と取り交わした契約変更届は存在せず、開示することはできないとした。

これに対し視聴者より、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書（契約変更届）は存在せず、開示することはできない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成25年2月14日（第165回審議委員会）個人情報第9号諮問、審議、答申